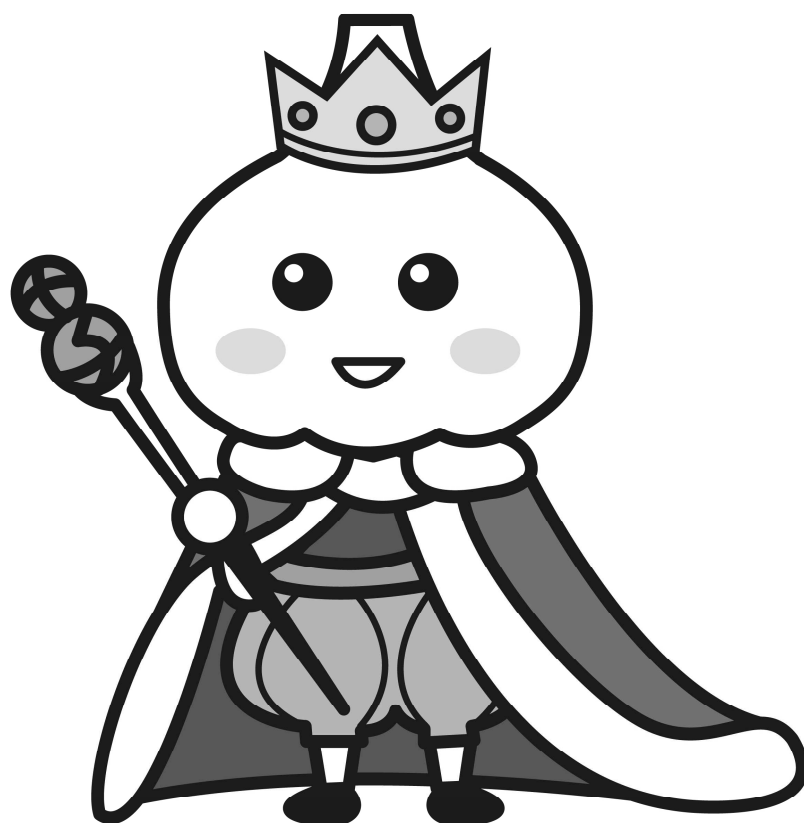


たっこにんにくイメージキャラクター  
デザインマニュアル



# たっこ王子

青森県田子町／たっこにんにく  
イメージキャラクター

青森県三戸郡田子町

令和2年7月1日改訂

## ☺ はじめに

---

このマニュアルは、たっこにんにくイメージキャラクター『たっこ王子』(以下「キャラクター」という。)を使用するに当たり、イメージの統一性を図るため、そのデザインに関する基本的なルールをまとめたものです。

キャラクターは、地域ブランド「たっこにんにく」のイメージ向上と更なる知名度アップを目指し、たっこにんにくを広くアピールしてくれる親しみのある元気なこどものイメージ(にんにく王子)です。

また、キャラクターの名称である『たっこ王子』は、一般公募を経て名付けられたものです。

## ☺ 使用上の注意

---

- 1) キャラクターに関する一切の権利は、田子町(たっこにんにく産地力強化戦略推進本部)に帰属します。
- 2) キャラクターの使用に当たっては、本マニュアル及びたっこにんにくイメージキャラクター「たっこ王子」使用規程を遵守して下さい。
- 3) キャラクターの使用は、誰でも使用することができますが、使用目的やその内容等明記した使用承認申請書を事前に提出いただき、田子町から承認をいただく必要があります。

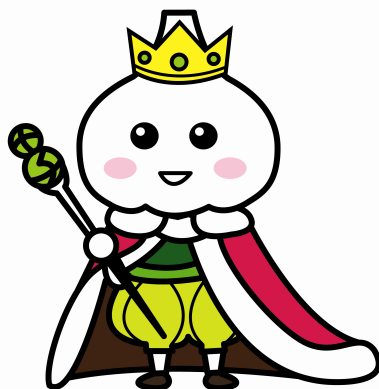
なお、使用承認の通知を受けた日から起算して3年としており、その後の使用は、改めて田子町の承認が必要となります。

## ☺ キャラクターの使用

---

〈キャラクター単体での使用〉

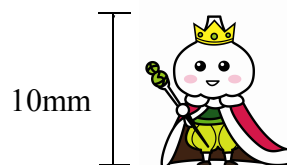
- 1) 表示色は指定カラー表示又はモノクロ(単色)表示とします。

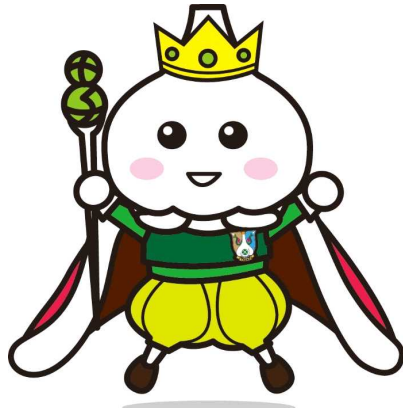


**たっこ王子**

青森県田子町／たっこにんにく  
イメージキャラクター

〈最小使用サイズ〉  
※基準参考値

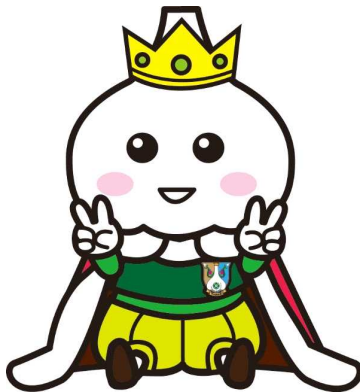
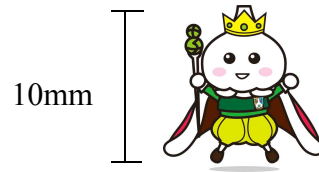




## たっこ王子

青森県田子町／たっこにんにく  
イメージキャラクター

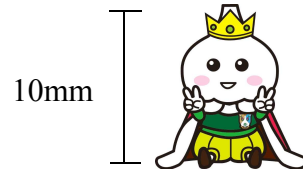
〈最小使用サイズ〉  
※基準参考値



## たっこ王子

青森県田子町／たっこにんにく  
イメージキャラクター

〈最小使用サイズ〉  
※基準参考値



### ☺ キャラクターのカラー指定使用 〈パターン・カラー〉

別記のとおり。

### ☺ キャラクター使用のルール

キャラクターを使用するに当たっては、原則として以下の事項を遵守して下さい。

- \* 縦・横の比率を変えないこと。
- \* キャラクターの変形・反転、省略・加筆等の改変を行わないこと。
- \* キャラクターの上に他の要素（文字・図形等）を重ねないこと。
- \* 指定したカラー以外の色を使用しないこと。
- \* 許可を得ることなく、キャラクターを立体物にしないこと。
- \* 原則として最小使用サイズ（基準参考値）を下回らないこと。
- \* その他、キャラクターの視認性を損なわないよう留意すること。

なお、許可を得ることなく、無断で転写・転載・再配布することを禁じます。また、使用者による一切の商標登録又は意匠登録その他の登録を禁じます。

※ デザインの改変を必要とする使用目的がある場合は、企画段階で田子町と協議をしてください。検討の上、可否を決定します。

## ☺ 使用規程の概要

---

キャラクターの使用に当たっては、たっこにんにくイメージキャラクター「たっこ王子」使用規程を遵守して下さい。規程の概要は以下のとおりです。

- 1) キャラクターを広告及び商品等に使用する際の使用料はいただきません。使用承認に当たっては、使用目的、使用方法を考慮して判断します。
- 2) 使用申請に当たっては、事前に使用物件の見本等（写真可）を提出していただきます。
- 3) 次に該当する場合は、使用申請の必要はありません。
  - ・国、地方公共団体、学校等が使用
  - ・報道機関による報道・広報
  - ・町観光協会、町商工会及びJ A八戸が観光振興又は産業振興の目的で使用

上記以外の場合は、使用承認申請が必要となります。

## ☺ お問い合わせ

---

田子町役場 産業振興課 1次産業戦略推進グループ

〒039-0292 青森県田子町 ☎0179-20-7115 fax0179-32-4294

✉ takko0405a@town.takko.lg.jp <http://www.town.takko.lg.jp/>